

グランシップ友の会 法人会員規約

(名 称)

第1条 本会は、「グランシップ友の会」といいます。

(目 的)

第2条 本会は、公益財団法人静岡県文化財団（以下「財団」という。）が行う文化事業への会員の参加を促進し、もって文化の向上に寄与することを目的とします。

(会員の種類)

第3条 本会の会員は、別に定める個人会員と、法人特別会員及び法人一般会員とし、法人特別会員及び法人一般会員は法人又は団体とします。

(会員資格)

第4条 法人会員（以下「会員」という。）とは、本規約を承認の上、所定の手続きを行い、財団が入会を承認した法人又は団体をいいます。

2 会員資格の取得日は、会員から財団へ入会申込書の提出があった日とし、年会費の納入が確認された時点で確定します。

3 会員資格の有効期限は会員資格の取得月から1年、または当財団の指定管理期間終了までのどちらか短い方とします。1年ごとに会員継続の意思確認をした上で所定の手続きを行い、財団の承認後、有効期限は延長されます。

(年会費)

第5条 会員から規定の年会費を申し受けます。なお、支払われた年会費は理由の如何を問わず、お返しいたしません。

(1) 法人特別会員 200,000円

(2) 法人一般会員 100,000円

※指定した口座へ振り込み

2 入会2年目以降（更新時）の年会費は、会員資格有効期限満了月の翌月末日までに申し受けます。

(届出事項)

第6条 会員は、住所、代表者氏名、担当者氏名、電話番号等の届出事項に変更があった場合は、直ちに財団に報告し、変更手続きを行うものとします。

2 前項の報告がないために生じた会員の不利益又は損害については、財団は一切の責任を負いません。

3 財団は、以下の項目に該当する場合を除き、会員に関する情報を使用又は開示することはありません。

(1) 会員が個人情報（会員の氏名、住所、電話番号等）の開示について同意している場合

(2) 財団の行う事業、各種公演、サービスに関する案内（ダイレクトメール等）を行う場合

(3) 法令により開示を求められた場合

(会員証)

第7条 財団は、会員資格取得者の法人及び団体に対し、インターネットサービス登録のためのID、パスワードを発行します。また、そのログイン画面をもって会員証に代えるものとします。

2 会員証の所有権は財団に属します。

3 会員証を譲渡又は貸与することはできません。

(削除)

4 会員に退職者があった場合、会員証を返却いただきます。

(会員特典)

第8条 会員は、財団が別表1に定める特典を、所定の方法により利用することができます。

(会員証の紛失・盗難)

第9条 会員は、会員証を紛失又は盗まれたときは、直ちに財団へ届け出るものとします。

- 2 会員証の紛失、盗難その他の事由により生じた会員本人の不利益又は損害については、財団は一切の責任を負いません。
- 3 会員は、会員証の紛失、盗難その他の事由により、財団に不利益若しくは損害を与えた場合は、その全ての不利益若しくは損害を負担するものとします。

(禁則事項)

第10条 会員は以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他の会員、第三者、財団の権利若しくはプライバシーを侵害する行為及び侵害するおそれのある行為。
- (2) 他の会員、第三者、財団に不利益若しくは損害を与える行為及び与えるおそれのある行為。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が、次のいずれかに該当する場合は、財団は会員資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 会員から第14条の規定に基づき退会の意思表示がされた場合
- (2) 届出事項に虚偽の申請があった場合
- (3) 本規約に違反した場合
- (4) 会員が財団の業務を妨げ、信用を傷つける等、財団の不利益となる行為をした場合
- (5) 会員の法人、又は団体が解散した場合

(規約の変更)

第12条 本規約を変更した場合には、財団は速やかに変更の趣旨及び内容を会員へ通知するものとします。

(退会)

第13条 会員は所定の方法での申し出によりいつでも自由に退会することができるものとします。

- 2 前項により、退会する場合は、申し出から2週間以内に所定の手続きと、全職員の会員証の返却を行うものとします。

附則 この規約は、平成18年4月1日から施行します。

附則 この規約は、平成27年4月1日から施行します。

附則 この規約は、令和6年7月20日から施行します。

別表1 会員特典

項目	法人特別会員	法人一般会員
チケット割引サービス	グランシップ主催事業のうち、財団が指定する公演等のチケットを会員特別価格（10%OFF）にて購入いただけます。	特別会員の項に同じ
チケット先行予約・購入	グランシップ主催事業のうち、財団が指定する公演等のチケットを一般発売に先駆け、優先的に予約・購入できます。ただし、一旦予約・購入したチケットについては、変更・取消はできません。	特別会員の項に同じ
催事情報の案内	グランシップの最新情報・先行発売情報等を掲載した情報誌等をご希望数お届けします。	特別会員の項に同じ
提携店での割引サービス	提携店で会員特別割引を利用できます。	特別会員の項に同じ

芳名記載・掲示	社名、団体名をグランシップ発行の情報誌やWEBサイト等に記載。またグランシップ館内に掲示します。	特別会員の項に同じ
公演招待	グランシップ主催事業のうち、財団が指定する公演に、年間延べ20名様を招待します。また、財団が指定する展覧会・イベントの招待券を従業員数（ただし、上限1,000枚）提供します。	グランシップ主催事業のうち、財団が指定する公演に、年間延べ6名様を招待します。また、財団が指定する展覧会・イベントの招待券を従業員数（ただし、上限500枚）提供します。